

「とまこまい男女共同参画プラン21」基本目標別施策実施状況

基本目標1 男女共同参画の実現を目指す意識改革

推進の方向 1. 男女共同参画の啓発の推進

施策の内容 (1) 広報・啓発活動の推進	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
<p>1 市広報紙や男女共同参画情報誌、各種パンフレット等により、男女共同参画に関する理解を深めてもらうための広報活動を推進します。</p> <p>2 性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、市刊行物の表現に配慮します。</p> <p>3 「女性問題」や「家族問題」などの学習会や、男女共同参画講演会等を実施し、男女共同参画に関する啓発活動を推進します。</p> <p>4 ジェンダーに敏感な視点の定着と、さまざまな社会制度・慣行を見直すための広報・啓発活動を推進します。</p> <p>5 男女共同参画を推進する学習グループの育成や、活動団体の支援を行います。</p>	<p>企画調整部（広報広聴課）、市民部（女性政策課）</p> <p>関係部</p> <p>市民部（女性政策課）</p> <p>市民部（女性政策課）</p> <p>市民部（女性政策課）</p>	<p>1 ・平成13年3月から年2回男女平等参画情報誌を発行(各2000部)、各公共施設に設置及びホームページに掲載。 ・ガイドブック「セクシュアル・ハラスメントをなくすために」を発行、各公共施設に設置。 ・出前講座の実施(老人クラブ婦人部ほか)</p> <p style="text-align: right;">女性政策課</p> <p>1, 2 広報とまこまいに特集「男女共同参画社会を目指して」を掲載(平成15年2月)、ほか各担当課の情報を掲載。 情報を公表する際には、男女平等参画の視点に立ち表現に配慮をしている。 広報広聴課</p> <p>2 環境白書やその他印刷物について固定観念のとらわれた表現をしないよう配慮している。 環境保全課</p> <p>3, 4 男女平等参画講座、男女平等参画講演会を開催(主催又は団体との共催) 女性政策課</p> <p>5 ・平成13年度から女性団体学習活動援助事業実施(助成金) ・女性団体活動支援(男女平等参画推進団体、民間シェルター運営団体への補助金) 女性政策課</p>	<p>1～4 今後も充実を図り継続する。</p> <p>1 平成19年度、男女平等参画推進条例制定パンフレットを公共施設に設置。</p> <p>5 平成19年度継続、団体の活動内容により見直しを図る。</p>
<p>施策の内容 (2) 情報の収集・提供と調査の充実</p> <p>6 女性センターを中心に、男女共同参画に関する法律・制度や関係図書・資料等、情報の収集・提供に努めます。</p>	<p>市民部（女性政策課）</p>	<p>6 ・女性センター図書資料室設置用図書・ビデオの購入、法律・制度等の資料収集 ・各種パンフレットを公共施設に配布 ・図書等の貸し出し 女性政策課</p>	<p>6 継続</p>

7 男女共同参画にかかわる各種調査の充実に努めます。	市民部（女性政策課）	7 ・平成18年度「男女平等参画に関する市民意識調査」を実施。 女性政策課 ・企業対象の労働基本調査（毎年実施）において男女平等参画に関する設問を設置。 工業労政課	7 ・労働基本調査は毎年実施。 ・その他必要に応じて調査を実施する。
----------------------------	------------	---	---------------------------------------

推進の方向 2. 男女平等の視点に立つ教育の推進

施策の内容（1）家庭・地域社会における男女平等教育の推進	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
<p>8 社会の慣習・慣行にとらわれず、「個」を認め合う家庭教育が行われるよう、母親・父親を対象とした学習機会の充実に努めます。</p> <p>9 家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担っていくという意識の醸成を図り、特に男性の家庭管理能力を高めるための学習機会の充実に努めます。</p> <p>10 町内会やPTAなどの地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担うことの重要性について学習機会の充実に努めるとともに、理解と協力を要請します。</p> <p>11 各種団体に対して、あらゆる機会をとらえ男女共同参画に関する理解を深めてもらうよう努めます。</p>	<p>スポーツ生涯学習部、市民部（女性政策課）</p> <p>市民部（女性政策課）</p> <p>関係部</p> <p>関係部</p>	<p>平成13年度から18年度までの実施事業等</p> <p>8 家庭教育相談事業家庭教育学習会実施（児童センター及び出前講座） 青少年課</p> <p>9 女性センターにおいて毎年、年2回定期的に男性対象の料理講座を実施。 女性政策課</p> <p>10,11・出前講座の実施 ・情報誌、男女平等参画関連講座ちらしの配布など情報の提供 女性政策課</p>	8～11 継続
施策の内容（2）学校における男女平等教育の推進			
<p>12 人権の尊重や男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実に努め、性別にとらわれず一人ひとりの自立能力を高め個性を尊重する教育を推進します。</p> <p>13 男女が将来にわたって自立した生活を送ることができ、家庭責任を共に担うという視点で家庭科教育の充実に努めます。</p> <p>14 個々の能力や個性の伸長を図る進路指導を行います。</p> <p>15 男女混合の名簿使用など、男女平等意識にかかわる問題についての調査・検討を行います。</p> <p>16 学校内でのいじめやセクシャル・ハラスメント根絶に向け、家庭や地域、関係機関との連携を強めます。</p>	<p>学校教育部</p> <p>学校教育部</p> <p>学校教育部</p> <p>学校教育部</p> <p>学校教育部</p>	<p>12 毎年、各学校では、道徳の時間や特別活動のなかで男女の平等、相互理解教育を推進。 指導室</p> <p>13 毎年、小・中学校の家庭科において、「家庭生活」の学習のなかで教育の充実に努めている。 指導室</p> <p>14 毎年、発達段階に応じた進路指導を行っている。 指導室</p> <p>15 平成12年度より男女混合名簿の使用等、男女平等の視点に立つ教育を推進。 指導室</p> <p>16 苫小牧市いじめ問題等対策協議会を年2回開催し、家庭地域、関係機関との連携強化。 指導室</p>	<p>12 継続</p> <p>13 継続</p> <p>14 継続</p> <p>15 継続</p> <p>16 継続</p>

17 ジェンダーに敏感な視点に立った指導が行われるよう、学校関係者や教師の研修の充実、教科書や副読本などの教材への配慮に努めます。	学校教育部	17 特になし 指導室	17 検討中
18 学校運営やPTA活動などが、性別に基づく固定的な役割分担を前提として行われることのないよう配慮します。	学校教育部、スポーツ生涯学習部	18 ・校長は学校運営に当たり、役割に応じて、性別にとらわれず適材適所の人員配置に配慮している。 指導室 ・市立小中学校のPTA会長の女性比率は平成19年3月31日現在、11.1%となっている。(36校中4校) 生涯学習主幹	18 継続

推進の方向3. 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

施策の内容(1) 性の尊重についての認識の浸透	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
19 人間尊重と男女平等の精神の徹底を図り、適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校における性教育の充実を図ります。	学校教育部	19 毎年、道徳・保健体育の時間に外部人材を招聘するなど、薬物乱用防止や性教育の充実に取り組んでいる。 指導室	19 継続
20 性の尊重や母性保護に関して社会全体の理解を深めるため、学習機会の充実と関係図書・資料・ビデオの貸し出しなど広報・啓発に努めます。	保健福祉部(健康管理課)、市民部(女性政策課)	20 ・出前講座にて小中学校PTAに思春期に対する知識の普及を図った。(平成15年度5回) 健康管理課 ・関係図書・資料・ビデオの収集と貸し出しを行っている。 女性政策課	20 継続 依頼に対して出前講座の中で対応していく。
21 青少年の有害環境の浄化に努めます。	スポーツ生涯学習部	21 ・有害環境排除モニターにより調査点検し排除に努めている。 青少年課 ・不審者、変質者から子どもを保護する「子どもSOSの家」の普及。 青少年課 ・不審者、変質者に対する警告や犯罪の抑止として「子どもSOSカー」運動の実施。(市の公用車全車) 青少年課	21 継続
22 女性の人権の視点から※リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識を広く社会に浸透させ、思春期、妊娠・出産期、更年期などの生涯を通じた女性の健康支援に努めます。	保健福祉部(健康管理課)、市民部(女性政策課)	22 各事業を通じてリプロダクティブ・ヘルス・ライツの意識啓発に取り組んでいる。 健康管理課	22 継続
施策の内容(2) 女性に対する暴力根絶についての認識の浸透			
23 女性に対するいかなる暴力も犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、パンフレットの作成等の広報活動を行います。	市民部(女性政策課) 保健福祉部(児童家庭課)	23 窓口にパンフレットを設置し、随時配布している。 児童家庭課	23~27 継続

24 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の周知や相談体制の充実に努め、関係機関と連携を取りながら被害者の支援に努めます。	保健福祉部（児童家庭課）、市民部（女性政策課）	24 平成 15 年度から相談専用電話の設置と女性相談員を配置し、更に平成 17 年度より女性相談の専任女性相談員を配置し、相談体制の充実に努めている。また、民間シェルターや道立女性援助センターと連携をとり被害者の支援に努めている。 児童家庭課	
25 セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、売買春など、女性の人権を犯す暴力根絶に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。	市民部（女性政策課）	23. 24. 25 パンフレット、ポスターなど公共施設に設置、相談窓口や法律など情報誌、ホームページに掲載。 女性政策課	
26 メディアにおける性の商品化や、女性差別につながる表現をなくすよう、社会全体の意識改革を図るための啓発に努めます。	市民部（女性政策課）	26 メディア表現をテーマに男女平等参画講座を開催。 女性政策課	
27 女性の人権に関する情報収集・提供に努めます。	市民部（女性政策課）	27 関係機関からの情報収集に努め、図書・ビデオ等を整備し貸し出しを行っている。 女性政策課	

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

推進の方向 1. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

施策の内容（1） 審議会・委員会等への女性の参画の促進	担当部署	平成 13 年度から 18 年度までの実施事業等	平成 19 年度の実施計画、今後の見直し等
28 市審議会・委員会等への女性の参画目標を 30% とし、女性委員が一人もいない審議会等の解消に努めます。	関係部	28 市の審議会等委員の女性割合は、平成 18 年 4 月 1 日現在 24.8%。 平成 13 年度 21.5%、平成 14 年度 22.8% 平成 15 年度 23.1%、平成 16 年度 23.7% 平成 17 年度 24.4% 人事課	28 平成 19 年 4 月 1 日現在 25.6% 審議会等の数 5 6 のうち目標の 30% に達している審議会等は 2 2。 女性委員が一人もいない審議会等は 9。
29 市審議会・委員会等への女性の登用促進のため人材発掘に努めます。	関係部		
30 団体推薦による女性委員が少ないことから、市審議会等に委員を推薦している団体に対して必要に応じて女性の推薦について協力を要請します。	関係部	29.30.31 ・人材の発掘、公募の採用、女性団体への推薦依頼などに努めている。 ・重複登用を避けるように努めている。	28～30 公募の採用及び PR、人材の発掘、団体推薦などに努める。
31 女性や青年がまちづくりのあらゆる政策・方針決定過程に参画できるよう、公募制の促進、重複登用の見直しに努めます。	関係部	・青年の参画のため学生を登用している審議会がある。	31 平成 19 年 4 月 1 日施行の自治基本条例において市民参加に関する事項で審議会等に原則として公募委員を加えることを条例化することが定められ、今後、条例の制定が予定されている。

<p>施策の内容(2) 市女性職員の登用促進</p> <p>32 市女性職員の採用、職域の拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を推進します。</p>	<p>総務部(人事課)</p>	<p>32 市職員の女性割合は、平成18年4月1日現在32.7%。 市職員の管理職の登用について、平成18年4月1日現在の女性管理職の割合は14.0%。 (平成13年度11.6%,平成14年度11.8%) (平成15年度12.0%,平成16年度12.6%) (平成17年度13.7%)</p> <p>人事課</p>	<p>32 市職員の女性割合は、平成19年4月1日現在34.3% 市職員の管理職の登用について、平成19年4月1日現在の女性管理職の割合は14.7%。</p>
<p>施策の内容(3) 企業、各種機関・団体等への女性の参画の促進</p> <p>33 企業や各種機関・団体等における政策・方針決定過程への女性の参画促進や格差是正のためのポジティブ・アクションが図られるよう、あらゆる機会をとらえ啓発に努めます。</p> <p>34 企業や各種機関・団体等における政策・方針決定過程への女性の参画状況を把握し、女性の参画促進について気運の醸成を図ります。</p>	<p>関係部</p> <p>関係部</p>	<p>33,34 毎年、労働基本調査を実施</p> <p>工業労政課 女性政策課</p> <p>平成18年度企業の参加による男女平等参画フォーラムを共催 男女平等参画講座・講演会等の開催ちらしを各種団体等に配布</p> <p>女性政策課</p>	<p>33,34 継続</p>

推進の方向 2. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

施策の内容(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
<p>35 一時保育、休日保育をはじめ、さまざまな形態で働く市民を配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。</p>	<p>保健福祉部(児童家庭課)</p>	<p>35 平成17年度から、一時保育は2園を3園に増、休日保育は新たにリフレッシュを導入し2園で実施、延長保育は4園を5園に増。</p> <p>児童家庭課</p>	<p>35 継続 今後も継続して実施し、多様な保育サービスの提供に努める。</p>
<p>36 子育てに対する相談や指導、情報提供などを行う「子育て支援センター」の設置と利用の促進を図ります。</p>	<p>保健福祉部(児童家庭課)</p>	<p>36 平成17年度、「子育て支援センター」を2園から3園に増やし、地域的なバランスを図った。</p> <p>児童家庭課</p>	<p>36 継続 今後も継続して実施し、地域の子育てに対する相談や指導に努める。</p>
<p>37 市立幼稚園においては、地域の幼児教育センター的な役割の推進に努めます。</p>	<p>学校教育部</p>	<p>37 幼小連携教育の充実、中学生の体験授業(キャリア教育)、子育て支援、未就園児体験入園、教職員に対する幼児教育研修等の実施。</p> <p>はなぞの幼稚園</p>	<p>37 継続</p>
<p>38 各地域における児童館の開設や活動内容の充実をはじめ、放課後児童対策などの環境整備に努めます。</p>	<p>スポーツ生涯学習部</p>	<p>38 留守家庭児童会設置 平成18年度末21箇所</p> <p>青少年課</p>	<p>38 平成19年度1箇所増設計22箇所、今後開設日数・開室時間の拡大を行う。また、策定を予定している「放課後子どもプラン」に沿って整備を行っていく。</p>

施策の内容(2) 家庭生活・地域活動への男女の共同参画の促進			
39 男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭生活における男女の共同参画を促進します。	市民部(女性政策課)	39 男女平等参画講座、講演会の開催、情報誌等を通じて啓発に努めている。 女性政策課	39~43 継続
40 「母親教室」のプログラムに、これから親になる男性が出産や育児に関して知識・技術を習得できる内容を盛り込み、両親が共に学ぶ機会の充実に努めます。	保健福祉部(健康管理課)	40 平成14年度から、初妊婦とその夫を対象に「パパママ教室」を年4回開催。平成16年度から年6回に拡大した。 健康管理課	
41 暮らしやすい活力ある地域社会の形成にむけて、町内会やPTA活動、ボランティア活動等への男女共同参画を促進します。	関係部	41, 42 男女平等参画講座・講演会等を開催し推進に努めている。 女性政策課	
42 男性の職場中心の意識やライフサイクルを見直し、地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動を推進します。	市民部(女性政策課)		
43 地域活動や学習活動の場を整備し、女性がリーダーシップを発揮し活躍するための学習機会の充実に努めます。	市民部(女性政策課)、 スポーツ生涯学習部	43 毎年、「女性のエンパワーメント講座」を開催。 女性政策課	
施策の内容(3) 国際交流・国際協力の促進			
44 学校教育や社会教育の場において、異文化を理解し価値観の多様性を認め理解するための学習機会の充実に努めます。	学校教育部 スポーツ生涯学習部	44 学校教育において総合的学習等でALT(外国語指導助手)を活用した国際理解教育の充実に努めている。 指導室 ・外国語講座の開催 文化交流センターほか ・女性センターにおいて異文化を知る目的を兼ねた外国人講師による語学講座を開催。 女性政策課 ・苫小牧ユネスコ協会主催による外国人留学生との交流を実施 生涯学習課	44 継続
45 在日外国人との交流や姉妹都市との交流事業を推進し、国際的視野を深め、国際理解と協力を努めます。	企画調整部(国際交流主幹)	45 (1)ぐる〜りWorld交流会の実施(毎年度実施) (2)こども国際交流事業による海外派遣(毎年度実施) (3)姉妹都市締結25周年ネーピア市訪問(平成17年度実施) 国際交流主幹	45 (1) 継続 (2) 一部見直しを検討中だが、こどもを海外に派遣することは継続する。 (3) 30周年の派遣を検討 上記のほか平成20年、秦皇島市との友好都市締結10周年市民親善訪問団を予定
46 国連を中心として展開される、世界の女性の地位向上のための諸活動に関する情報収集・提供に努めます。	市民部(女性政策課)	46 関係機関から提供される国際情報を女性センター図書資料室に設置。 女性政策課	46 継続

基本目標 3 働くための環境の整備

推進の方向 1. 就労等の場における男女平等の確保

施策の内容 (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	担当部	平成 13 年度から 18 年度までの実施事業等	平成 19 年度の実施計画、今後の見直し等
47 募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべてにおける女性への差別が禁止されたことを踏まえ、男女雇用機会均等法の履行について周知を図ります。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	47 改正男女雇用機会均等法等を広報とまこまい、 男女平等参画情報誌に掲載している。 工業労政課, 女性政策課	47 継続
48 女性労働者の能力発揮促進のため、企業におけるポジティブ・アクションが行われるよう周知を図ります。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	49 ガイドブック「セクシュアル・ハラスメントをなくすために」を作成し公共施設に設置。 女性政策課	48 関係機関と連携し周知に努める。
49 女性の就労環境を悪化させるセクシュアルハラスメント防止のための啓発活動や、問題解決の相談窓口の周知等に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	50 関係機関からの問題解決のための相談窓口のパンフレットを女性センターに設置している。また、ホームページに相談先を掲載し周知を図っている。 女性政策課	49～51 継続
50 職場における男女差別等さまざまな紛争に対する相談窓口や、早期解決のための援助について周知に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	51 男女雇用機会均等法に定める母性健康管理の措置に関するリーフレットを女性センター、健康管理課窓口を設置している。 女性政策課	
51 就労の場における母性保護や母性健康管理について制度の周知に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)		
施策の内容 (2) 育児や介護の支援体制の充実			
52 育児・介護休業制度、勤務時間短縮等の措置や深夜業を制限する制度の定着に向け、事業主や労働者に対して、育児・介護休業法の周知に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	52 育児・介護休業法の改正等を広報とまこまい、 男女平等参画情報誌に掲載している。 工業労政課, 女性政策課	52～55 関係機関と連携し周知に努める。
53 仕事と家庭の両立支援に関する助成金・奨励金制度等について、関係機関と連携し事業主への周知に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	53.54 関係機関からの情報の収集・提供に努めている。 女性政策課	
54 育児・介護休業中の労働者への経済的支援制度等、仕事と家庭の両立支援に関する情報の提供に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)		
55 育児・介護休業制度や企業内保育所の設置に関する実態を把握し、男女が働きやすい環境整備が図られるよう働きかけます。	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	55 毎年労働基本調査を実施、育児・介護休業制度の実態を把握。 工業労政課	

推進の方向 2. 多様な働き方における労働環境の整備

施策の内容 (1) 再就職希望者やパートタイム労働者等への支援	担当部署	平成 13 年度から 18 年度までの実施事業等	平成 19 年度の実施計画、今後の見直し等
56 結婚・育児・介護などで仕事を止めた人の再就職支援のため、関係機関と連携し相談体制や再就職のための学習機会の充実に	市民部(女性政策課)、 経済部 (工業労政課)	56 毎年再就職準備講座を実施(2 1 世紀職業財団と共催、ハローワークと連携)	56 関係機関と連携し継続する。

努めます。		女性政策課	
57 パートタイム労働者等の就業条件の整備について、関連する法の周知や情報提供、実態調査に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部(工業労政課)	57 毎年労働基本調査を実施、パートタイム労働者の実態を把握。 工業労政課	57 継続
58 再就職や起業を目指す女性のための情報収集・提供に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部(工業労政課)	58 再就職や起業に関する情報を収集・提供を行っている。 女性政策課	58 継続
59 在宅勤務やSOHO(情報通信技術を利用した時間や場所にとられない遠隔型の就労形態)等の新しい就業形態についての情報収集・提供に努めます。	市民部(女性政策課)、 経済部(工業労政課)	59 関係機関からの情報収集・提供に努めている。 女性政策課	59 継続
施策の内容(2) 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進			
60 農林水産業等自営業における経営や方針決定の場への女性の参画促進や、男女平等促進のための社会的気運の醸成を図ります。	市民部(女性政策課)、 経済部(農業水産課)	60,61 男女平等参画講座・講演会等を開催し、女性がさまざまな分野で活躍するため支援や社会的気運の醸成を図っている。 女性政策課	60,61 各分野の女性団体等に情報提供、参加の呼びかけを行う。
61 農林水産業等自営業に従事する女性が、住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを支援します。	市民部(女性政策課)、 経済部(農業水産課)		

基本目標4 健康で生き生きと暮らせる環境の整備

推進の方向1. 生涯学習の推進

施策の内容(1) 学習機会の提供と充実	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
62 市民の生涯各期における学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	市民部(コミセン等施設)、 スポーツ生涯学習部	62 ・毎年、市職員による「出前講座」情報をとりまとめ、公共施設や全戸に配布 生涯学習主幹 ・市民からの学習相談に対応し情報提供 生涯学習主幹 ・市民の生涯学習のための講座を企画、開催 文化交流センターほか ・毎年度ヤングスクール(長期、短期講座)を開講 勤労青少年ホーム	62 継続 広報とまこまい、生涯学習だより、ホームページ等によりPR
63 公共施設相互の連携や、高等教育機関・企業・民間等との協力関係を推進し、市民の学習機会・内容の充実を図ります。	市民部(コミセン等施設)、 スポーツ生涯学習部	63 ・毎年、生涯学習関連施設の連携・情報交換のため、「事業担当者会議」を、年2～3回開催 生涯学習主幹 ・平成18年度から、苫小牧駒澤大学・苫小牧市立第三中学校と学習連携 生涯学習主幹	63 ・さらに施設職員相互の連携を深め継続 ・さらに高等教育機関との連携を深め継続

<p>64 女性団体・グループ等の学習活動を支援し、学習成果を社会に還元するためのリーダー養成等女性の社会参画を促進します。</p> <p>65 女性が社会のさまざまな分野に参画するためのエンパワーメントにつながる学習機会の充実に努めます。</p> <p>66 男女共同参画社会の実現を促進するための拠点施設として、女性センターの機能の充実に努めます。</p>	<p>市民部(女性政策課)、スポーツ生涯学習部</p> <p>市民部(女性政策課)、スポーツ生涯学習部</p> <p>市民部(女性政策課)</p>	<p>高専等の講座や学習情報を、学習情報紙「ネットワーク」に掲載し全戸配布 生涯学習主幹</p> <p>・市民大学講座（文化、パソコン講座など）の実施 文化交流センター</p> <p>64 ・毎年、「生涯学習指導者研修会」を開催し、サークルのリーダーを育成実施 （平成 18 年度テーマ 「生涯学習とボランティア」、「人が生きる組織が生きる コーチング」 2 回実施） 生涯学習主幹</p> <p>・毎年、「婦人団体連絡協議会」へ支援（活動助言・補助金支出・事業共催） 生涯学習主幹</p> <p>・平成 13 年度から女性団体学習活動援助事業実施（助成金） 女性政策課</p> <p>65 毎年、女性のためのエンパワーメント講座を実施。 女性政策課</p> <p>66 女性センターの利用状況や事業計画について運営委員会に諮り充実に努めている。 女性政策課</p>	<p>続</p> <p>・ 継続</p> <p>64 ・名称を「市民塾」と変更し、現代的課題をテーマに継続</p> <p>・ 補助金の見直しを行う。</p> <p>・ 平成 19 年度継続、団体の活動内容により見直しを図る。</p> <p>65 内容の充実を図り継続する。</p> <p>66 今後も機能の充実に努める。</p>
<p>施策の内容（2）学習環境の整備</p>			
<p>67 市民の多様な学習ニーズに対応し、地域のコミュニティセンターや学校など身近な利用しやすい学習施設の拡充・整備に努めます。</p> <p>68 市民の多様な学習ニーズに対応した公共施設の開館日・時間等を検討します。</p>	<p>市民部(コミセン等施設、女性政策課)、スポーツ生涯学習部</p> <p>市民部(コミセン等施設)、スポーツ生涯学習部</p>	<p>67 ・平成 17 年度住吉コミセンの風呂を講習室（B）に改修し、使用開始。 地域生活課</p> <p>・サークル活動の優先使用 文化交流センター、女性センター</p> <p>・教育文化活動事業として市内小中学校 8 校で学習施設の開放を実施。 生涯学習主幹</p> <p>68 ・コミセン施設において平成 17 年度毎月の最終金曜日の休館日を開館日に変更。 地域生活課</p> <p>・年末年始の休日を除く日を、使用可能としている。 文化交流センター、女性センター</p>	<p>67 継続</p> <p>68 継続 勤労青少年ホームでは、平成 19 年度から、勤労青少年の利用の少ない日中の時間帯に限り、一般市民に施設を開放。</p>

		・体育館施設は年末年始のほかは、月1回を休館日にし、機械点検日にあてている。 スポーツ課	
施策の内容(3) 学習情報の提供と相談体制の充実			
69 生涯学習に関する情報の収集に努め、学習機会・学習施設・学習グループ・指導者等に関する情報提供の一元化を図ります。	スポーツ生涯学習部	69 毎年、市内の生涯学習情を収集・整理し、「サークルガイド」「サークル名簿」「地域の施設活用のために」「地域の人材活用のために」等の情報紙を発行し各公共施設や学校等へ設置。 生涯学習主幹	69 個人情報に留意し継続
70 各公共施設で実施される学習情報の提供や相談体制の充実を図ります。	スポーツ生涯学習部	70 ・毎年、各公共施設で行われる講座・教室等の学習情報を「生涯学習だより」に一元化してとりまとめて全戸配布。 ・毎年、各公共施設や民間団体等が子ども向けに行っている行事案内をとりまとめ、「幼少中学生月別行事予定」を作成し、各学校等に配布。 ・生涯学習推進アドバイザーを配置し、市民の学習相談に対応。 生涯学習主幹	70 さらに内容を充実させ継続
71 男女共同参画に関する学習資料の提供と、相談体制の充実に努めます。	市民部(女性政策課)	71 団体等の研修会に学習ビデオの貸し出しを行っている。 女性政策課	71 男女平等参画に関する情報提供に努め、関係機関と連携し相談に対応する。

推進の方向2. 生涯にわたる健康づくりの推進

施策の内容(1) 健康づくりの推進	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
72 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。	保健福祉部(国保課、健康管理課)	72 ・昭和58年から生活習慣病健診、各種がん検診を各医療機関、保健センター等で随時受診できる体制を整備。 健康管理課 ・健康審査受検料の助成(毎年)・・・国保加入者対象 疾病の早期発見・早期治療による重症化の防止を目的として健康診査推進のための助成＝人間ドックと脳ドックの費用の一部 国保課 ・国保健康増進コーナー(毎年)	72,73 健康管理課関係 平成19年度は現行で継続 平成20年度以降、がん検診以外の検診、指導は各保険者による特定健診、特定保健指導に移行。 72 国保課関係 継続

<p>73 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など、市民の健康づくりに努めます。</p> <p>74 市民の健康保持のため、スポーツを生活の中に取り入れるなど、幼児から高齢者までが気軽に利用できるスポーツ施設を整備しスポーツ活動の推進を図ります。</p>	<p>保健福祉部(国保課、健康管理課)</p> <p>スポーツ生涯学習部</p>	<p>苫小牧歯科医師会の「歯の健康まつり(6月・10月)」に開設 保健師・栄養士による各種相談、健康に関する冊子や啓発用品等の配布を通して健康に対する意識の高揚を図っている。 国保課</p> <p>73 ・疾病の予防、適正な療養生活を送るために健康講話、健康相談、保健師の家庭訪問等を実施。 健康管理課 ・生活習慣病予防料理教室(平成14年度から毎年)、太極拳講習会、無理なく運動健康づくり、脂肪すっきり!燃焼系トレーニング講座(平成16年度から毎年)、高齢者体力づくり教室(平成18年度から毎年)を実施。 国保課(スポーツ課、地域生活課、健康管理課共催) ・健康優良世帯表彰・・・国保加入者対象 国保課 ・出前講座(随時) 国保課、健康管理課</p> <p>74 総合体育館をはじめ各スポーツ施設において年代に応じた各種スポーツ教室を実施。施設の整備については、計画を立て補修・改修に努めている。 スポーツ課</p>	<p>73 国保課関係 継続(開催日数等一部見直し)</p> <p>74 継続 平成19年度から子ども氷上スポーツ育成事業を実施</p>
<p>施策の内容(2) 母子保健など保健医療体制の充実</p>			
<p>75 女性の生涯にわたる健康支援に努め、妊娠・出産期の諸制度の周知や健康指導、相談体制の充実を図ります。</p> <p>76 妊婦検診や乳幼児の各種健診・検査、保健指導等の母子保健事業の充実に努めます。</p> <p>77 女性が安心して子どもを生むことができるよう、健康にかかわる環境問題についての情報収集・提供に努めます。</p>	<p>保健福祉部(健康管理課)</p> <p>保健福祉部(健康管理課)</p> <p>環境衛生部(健康管理課)</p>	<p>75 母子手帳交付時に諸制度について説明し、ハイリスク妊婦に対し個別支援を実施。 健康管理課</p> <p>76 昭和61年から各乳幼児健診を実施。平成18年度から第1子に対する新生児訪問を開始し、母の育児不安に対応している。平成18年度から胆道閉鎖スクリーニング検査を実施。 健康管理課</p>	<p>75,76 継続 児童虐待に対する予防として、親の孤立化、子育て負担の軽減を図るための対策を強化する。</p> <p>77 平成19年度から妊産婦に優しい環境づくりの一環として、母子手帳交付時にマタニティマーク(シール)を配布。市民に対しポスター等でマークの啓蒙を図る。 健康管理課</p>

推進の方向3. 安心して暮らすための生活環境の整備

施策の内容(1) ひとり親家庭や障害を持つ人の生活支援	担当部署	平成13年度から18年度までの実施事業等	平成19年度の実施計画、今後の見直し等
<p>78 ひとり親家庭に対して、生活支援サービスや相談員による相談・指導体制の充実を図ります。</p> <p>79 ひとり親家庭の生活上の問題や教育、就職、各種貸付金などの相談体制や生活支援施策の充実に努めます。</p> <p>80 障害者の適性に応じた知識・技術習得の場の整備と運営支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し雇用の安定・促進に努めます。</p> <p>81 重度の心身障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助・相談等を通じて障害者の福祉と家族の支援に努めます。</p>	<p>保健福祉部(児童家庭課)</p> <p>保健福祉部(児童家庭課)</p> <p>保健福祉部(社会福祉課)</p> <p>保健福祉部(社会福祉課)</p>	<p>78 母子相談員2名(1名は女性相談員と兼務)を配置し、生活全般にわたる相談やサービスを行っている。 児童家庭課</p> <p>79 平成16年度より母子家庭自立支援給付金事業を実施し、生活支援の充実に図っている。 児童家庭課</p> <p>80 ・苦小牧公共職業安定所が中心となり胆振支庁、苦小牧市を含む近隣自治体、苦小牧保健所、心身障害者職親会、社会福祉施設等で障害者雇用連絡協議会を開催し、就職希望のある障害者の把握、就職及び社会復帰に関する対策を協議し、障害者の雇用と職業の安定を図ってきている。 障害者雇用率 (各年6月1日現在) 市職員 平成13年 2.59% 平成18年 2.54% 民間企業 平成13年 1.53% 平成18年 1.62% ・平成18年度から苦小牧心身障害者職親会へ運営費補助金 50千円 社会福祉課</p> <p>81 身体・知的・精神障害者手帳所持者は平成13年度から比較すると増加傾向にあり、それに伴う相談業務等は増加している。 身体・知的・精神障害者手帳所持者 平成13年度 7,550人 平成18年度 9,220人 居宅生活支援(居宅サービス支給決定者数) 平成15年10月 103人 平成18年度末 131人 社会福祉課</p>	<p>78 継続</p> <p>79 継続</p> <p>80 継続</p> <p>81 継続</p>
<p>施策の内容(2) 高齢者の社会参加の促進</p>			
<p>82 高齢者の経験と知識を生かしたボランティア活動や町内会・老人クラブ活動、就労等の広範な分野での社会参加を支援します。</p>	<p>関係部</p>	<p>82 ・(社)苦小牧市シルバー人材センターへの支援(補助金) 工業労政課 ・市内85の町内会組織へ運営費支援(助成金) 地域生活課 ・老人クラブ連合会及び各老人クラブへの支援(補助金) 介護保険課 ・敬老会への助成 介護保険課</p>	<p>82 継続</p>

<p>83 長生大学や世代間交流学習事業、スポーツやレクリエーション活動への参加など、高齢者の学習機会と場の提供に努めます。</p>	<p>スポーツ生涯学習部</p>	<p>83 ・長生大学(市内5箇所)の実施 ・世代間交流学習事業の実施 文化交流センター ・総合体育館 高齢者のスポーツ大会(老人オリンピック)等に利用されている。 ・町内会等の活動にスポーツ指導員が指導を行うなど支援を行っている。 スポーツ課</p>	<p>83 継続</p>
<p>施策の内容(3) 介護サービス等の整備</p>			
<p>84 介護保険給付事業等介護サービスの基盤整備や質的向上を図ります。</p>	<p>保健福祉部(介護保険課)</p>	<p>84.85.86.87. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年毎(第1期平成12~14年・第2期平成15年~17年・第3期平成18~20年)に事業内容の見直しを行い策定し、高齢社会を支える各種介護サービスや一般施策の提供に努めている。 介護保険課</p>	<p>84,85,86,87 継続 平成19年度は第3期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の2年目として、計画に沿って各種介護サービスの提供を行う。</p>
<p>85 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るための保健・医療・福祉対策や介護・予防対策に努めます。</p>	<p>保健福祉部(健康管理課、介護保険課、医療助成課)</p>	<p>85 ・平成13年度から高齢者の閉じこもり防止のために、「げんき倶楽部」を2会場で開催。平成17年度までに6会場に拡大。 平成16年度から転倒予防教室開催 平成17年度 2クール開催 ※これらの事業は平成18年度から介護予防事業へ移行 健康管理課 ・65歳から69歳までの高齢者に医療費の助成を実施 医療助成課</p>	<p>85 継続</p>
<p>86 痴呆性高齢者を抱える家族の相談体制の整備や、痴呆に対する正しい知識の普及・支援制度の周知など、痴呆性高齢者対策の充実に努めます。</p>	<p>保健福祉部(介護保険課)</p>		
<p>87 高齢者をはじめ、介護を必要とする人を地域全体で支えるため、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。</p>	<p>保健福祉部(介護保険課)市民部(地域生活課、住宅計画課)都市建設部</p>	<p>87 ・平成15年度市民会館の大小ホールのトイレの様式化(大ホール3基、小ホール1基)。 地域生活課 ・平成15年度のぞみコミセンオープン時、身障者用トイレにストムを設置。 地域生活課 ・平成14年度から明徳団地市営住宅の建替事業においてバリアフリー等高齢者に配慮した住宅6棟198戸を建設。 なお、車いす専用住宅を各棟2戸ずつ配置。 住宅計画課</p>	<p>87 ・コミセン体育館・トレーニング室の一般使用の有料化において、70歳以上の高齢者等の利用者に対して無料とする。 ・継続 平成19年度1棟42戸完成予定。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設、道路維持事業を実施し道路整備に努めている。 ※糸井3号道線 ※苫小牧港通 ※王子通 ※新開町4号中通 ※拓勇二条通 ※一条1号道線など 都市建設部 ・やさしいまちづくりの一環として、公共施設のバリアフリー化を推進 ①市本庁舎1階の低カウンター化 ②1・2・3階トイレに親子便座設置(12か所) ③障害者用駐車場増設 ④科学センタートイレの洋式化 ⑤12か所の公園で障害者用トイレの整備 ⑥ハイランドスポーツセンター改修時に多機能トイレの設置 ⑦市立総合病院移転改築で、ハートビル法、苫小牧市福祉のまちづくり条例の「誘導的基準」に適合するバリアフリー化 ⑧ウトナイ小学校校舎新築工事で、ハートビル法、苫小牧市福祉のまちづくり条例の「基礎的基準」に適合 ⑨市道建設時の歩道のバリアフリー化と除雪体制の充実 都市建設部 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 道路建設課、道路維持課実施事業を行う。 ※糸井3号道線(平成19年度完了) ※勇弘川西通(平成19年度完了) ※緑町日の出線(平成21年度まで継続) ・引き続き公共施設のバリアフリー化の推進を継続 [平成19年度の予定] ①光洋中学校校舎改築工事で、ハートビル法・苫小牧市福祉のまちづくり条例の「基礎的基準」に適合(→工事は2ヶ年継続で20年度完成) ②5か所の公園で障害者用トイレの整備(ハートビル法・苫小牧市福祉のまちづくり条例の「基礎的基準」に適合) ③新設する沼ノ端駅自由通路のバリアフリー化とオストメイトのついた多目的トイレの設置 [今後の予定] ①トイレの洋式化 ②障害者用駐車場の整備 ③段差の解消 ④手すりの設置など
施策の内容(4) 相談・支援体制の充実			
88 日常生活に密着した心配ごとや、法律に関する相談に対応する市民相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。	保健福祉部(社会福祉課)	88 ・市民相談状況 平成13年3,172件、平成14年 2,671件 平成15年2,322件、平成16年 2,404件 平成17年2,107件、平成18年 1,522件 ・一般相談のほか、月2回の法律相談を設けている。 ・「広報とまこまい」で相談窓口の周知を図っている。 社会福祉課	88 継続
89 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、赤ちゃん教室や育児相談の充実に努めます。	保健福祉部(健康管理課、児童家庭課)	89 ・平成4年度から「赤ちゃん教室」実施 平成18年度 2か月コース 12回 7か月コース 24回 12か月コース 12回	89 ・「赤ちゃん教室」は継続 「子育てサロン」は平成19年度4会場に拡大

<p>90 保育園や児童館・幼稚園など、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備し、子育てに関する相談や情報提供の総合的な窓口を設置します。</p>	<p>保健福祉部(児童家庭課)、学校教育部 スポーツ生涯学習部</p>	<p>平成 17 年度から「子育てサロン」を 2 会場 健康管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内 3 ヲ所の子育てルームの他に公立保育園 6 園で実施する保育体験事業の中でも育児相談を実施している。 児童家庭課 <p>90</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内 3 ヲ所の子育てルームを中心に、子育てに関する相談や情報提供を行っている。 児童家庭課 「未就園児体験入園」と併せて「子育て相談」を年 17 回程度実施してきた。 はなぞの幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> 継続 今後も各保育園において育児相談の充実に努める。 <p>90</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続 今後も各保育園において育児相談の充実に努める。 「子育て支援教室」と改称し、体験入園と併せて子育て相談を年 27 回計画し、事業の啓発に努める。「子育て支援教室」開催日には、本園職員が対応すると共に、生涯学習カウンセラー等の外部講師の出張をも要請し、講演や親の具体的な悩み相談に応じてもらう計画である。(7月4日に1回目実施済み)
<p>91 障害のある子どもやその家族に対して、相談や指導・支援体制の充実を図ります。</p>	<p>保健福祉部(社会福祉課、健康管理課)</p>	<p>91</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 61 年度から療育の必要がある子供やその家族に対し療育機関や病院への紹介、育児支援を実施。 健康管理課 心身障害者福祉センターのおおぞら園は、就学前の心身に障害がある子どもや、発達にまづきや遅れがあると思われ、育児に不安や心配のある子どもや親を対象に、専門スタッフが子どもの年齢や発達レベルに合わせて療育指導を実施。 在籍数 平成 18 年度 220 人 子ども発達相談 281 件 母親支援のための母親学級 年間 4 回程度 社会福祉課 	<p>91 継続</p>
<p>92 夫からの暴力や児童虐待などの相談や被害者支援に努め、「道立女性相談援助センター」「児童相談所」との連携を深めます。</p>	<p>保健福祉部(児童家庭課)</p>	<p>92</p> <p>夫からの暴力は、同時に子どもに対する心理的な児童虐待にあたることから、「道立女性相談援助センター」「児童相談所」と連携し相談や被害者支援に努めている。 児童家庭課</p>	<p>92 継続</p>